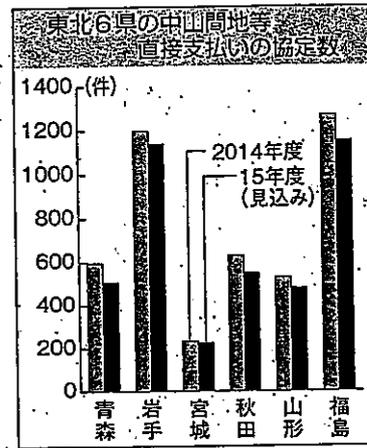


東北の15年度中山間直接支払制度 面積、協定数とも減少

返還義務規定が影響 16年度の緩和に期待も



東北6県の2015年度の中山間地等直接支払制度の協定数、交付面積が14年度に比べて減少していることが農水省のまとめで分かった。協定数は3998件減の4059件、交付面積は99165ha減の6万7824ha。高齢化を背景に、農業がままならなくなった際の交付金の返還義務規定が活動を促した形。農水省は16年度から規定を緩和しており、各県は協定の復活や面積拡大を目指す。

協定数の減少が最も大きかったのは福島県で、116件減の1150件に落ち込んだ。県は「返還規定を踏んだことも影響した」と指摘している。岩手県も115件減の1050件に落ち込んだ。県は「高齢化も相まって懸念が高まり、11の足

面積の減少が最も大きかったのは青森県で、1586ha減の9998haとなった。県は「過疎化や高齢化で担い手が不足し、集落のリーダーも高齢で次世代が育っていないのが大きく、協定を結ぶなかつた集落が多く出た」と説明している。農水省は交付金の返還

義務規定を緩和し、集落が維持した協定は一定要件を満たせば返還義務を認めないとした。

福島県は「現時点で広域協定の動きはないが、メリットとしてしっかりと伝えたい」と農林振興課、青森県は「協定の再締結をためらっていた集落が復活するきっかけになる。県として周知したい」と農林整備課と、規定緩和による協定数の増加に期待する。

一方、岩手県は、協定の統合や取りやめで協定数は減少したが、交付面積は増加。201ha増の2万3126haとなった。15年度から知事特認要件の対象を拡大。100分の1以上、20分の1未満の水田の緩傾斜地などを追加し、新たな活動が始まったことが面積増に結び付いた。

県は「知事特認はまだ件数が少ない」と農業振興課（見込み）16年度も拡大を見込む。

- 平成 28 年度の遡及返還規定が見直し
 - ①協定面積が合計 15ha 以上の集落協定
 - ②集落連携機能維持加算に取り組む集落協定

協定書に集落戦略を記載することで5年間の農業生産活動を維持できなかった場合

↓

耕作又は維持管理が行われなかった部分のみについて、交付金を協定認定年度に遡って返還

↓

返還規定緩和
- ③上記以外の協定 → これまで通り協定農用地の全てについて、交付金を協定年度に遡って返還。
- 知事特認地域における緩傾斜農用地の取組について
 - H27 交付面積（実績） 202ha
 - H28 交付面積（見込み） 1,115ha